

答申第19号

平成19年6月29日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開審査会
会長 徳永 勝

公文書一部公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成19年2月22日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のと
おり答申します。

以 上

1 審査会の結論

相模原市長（以下「実施機関」という。）が、平成19年1月10日付で行った「1系給じんコンベヤ破損事故報告書」の一部公開決定についての不服申立ては、申立ての利益が既に失われているので、これを却下すべきである。

2 不服申立て及び審査の経緯

不服申立人（以下「申立人」という。）は、平成18年12月5日付で、「平成18年に鹿角市の清掃工場で起きた事故について、相模原市として調査、協議、検討、発表した際の資料や文書の全て」の公開を請求した。実施機関は、当該請求文書を「1系給じんコンベヤ破損事故報告書」（以下本件文書という。）と特定し、平成19年1月10日付で本件文書中の炉に係る温度、圧力の設定部分を非公開とする決定（以下「当初決定」という。）を行った。それを受けて申立人が平成19年2月8日付で不服申立てをしたので、実施機関は相模原市情報公開条例第17条に基づいて当審査会に諮問をした。

実施機関は、その後、平成19年6月21日付で当初決定を取り消し、申立人に対して、改めて本件文書の全部を公開する旨の決定（平成19年6月21日付け相模原市指令（清施）第2号）を行った。

3 審査会の判断理由

当初決定は、不服申立てのあった後の平成19年6月21日に実施機関によって取り消され、同時に本件文書について全部公開決定がなされているところ、この新たな決定内容は、申立人が不服申立てにおいて求めるところと一致していると認められるので、本不服申立ては、既に申立ての利益が失われている。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

情報公開審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年2月22日	・諮問
2月28日	・実施機関（主管：環境事業部清掃施設課）に公文書（一部公開）決定に係る理由説明書の提出依頼
平成19年3月16日	・実施機関から公文書公開（一部公開）決定理由説明書を受理
3月22日	・不服申立人に公文書公開（一部公開）決定理由説明書の写しを送付 ・不服申立人に意見書の提出依頼
3月23日 （第121回審査会）	・審議 ・実施機関から意見聴取
5月18日 （第122回審査会）	・審議 ・不服申立人から意見聴取
6月22日 （第123回審査会）	・審議 ・実施機関から意見聴取

相模原市情報公開審査会委員名簿

氏名	選出区分	備考
徳永 勝	学識経験のある者	会長
後藤 光男	学識経験のある者	職務代理
齊藤 愛	学識経験のある者	